

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第三編 農民運動

第一章 戦時農地政策と農民運動

第二節 空白期の農民運動

農業報国運動

第一次大戦後、とくに米騒動後の社会・経済・思想情勢の大きな変化を一般的背景に、一九一〇年代後半にわが国の近代的農民運動の本格的展開が準備された。一九二〇～二一年の戦後恐慌を契機に、農民運動は全面的に高揚し、大正末昭和はじめの一時的後退ののち、昭和恐慌を契機にふたたび高揚し、一九三一年ころまで展開された。しかし、満州事変を転機としてファシズムが台頭し、一切の階級的大衆運動が官憲のきびしい取締りにあって困難な状態においこまれ、一九三七年、日中戦争開戦のころには全くといってよいほど活動の自由をうばわれた。農民組合の指導者や活動分子の多くは、警察署や監獄につながれるか、来たるべき時を待って地にひそむか、あるいはファッショ的農民団体をつくって時局に便乗するか、そのいずれかの道をえらび、従来の階級的農民運動はほとんど全く影をひそめるにいたった。

戦時体制下の農民運動の戦線に大きな影響をあたえたものは、農業報国連盟の結成であった。これまで農民組合は準戦時体制下のきびしい統制と取締りのもとにあって、それでも応召農家の生活援護とか食糧増産のスローガンをかかげて、勤労奉仕・共同作業・未墾地開拓などに協力しながら、小作料減免・耕作権擁護あるいは増税反対等にぎりぎりの努力をつづけて来た。しかし一九三七年一〇月には農民団体の一部に国民精神総動員運動に参加するものが現われ、やがて翌三八年二月に結成された農業報国連盟に各農民組合は賛助団体として加入した。農業報国運動は戦争経済の要請による食糧増産を農民の愛国心に訴えて強力に推進しようという政府の御用運動であるが、農民組合までがこのような上からの指導による運動に参加せしめられることによって、その自主性をいちじるしく制限され、あるいはついにそれを喪失するにいたるのは当然である。

農民組合の解散

戦闘的農民運動の伝統を守って昭和恐慌下に全国農民の先頭に立って来た全国農民組合(全農)は、ついに一九三七年解散を決定し、翌三八年二月には「反共・反人民戦線」を標榜する大日本農民組合に変身した。その運動方針は、戦時体制下の「時局」の要請に応じて「農業生産力の拡充」「勤労奉公」等をかかげ、その活動の重点はもはや小作争議の指導や大衆的示威行動の組織など日常活動の展開におかれなくなった。下部組織も急速にくずれ、たとえ存在してもその手足は縛られて動きのとれぬ組合に化して行った。

これより早く、一九三二年には日本農民組合(会長片山哲)に国家社会主義的運動方針を主張する平野力三派の動きがあり、これと意見を異にする鈴木文治、片山哲らは分裂して日本農民組合総同盟を結成した。日本農民組合はさらに皇道会と提携し、「一君万民の国体原理」を奉ずる日本主義農民運動に走るなど、右旋回がすすんだ。その他、三三～三四年ころになると皇国農民同盟・皇国農民連盟・農民自治連盟など右翼的国家主義的農民団体の結成が相ついで起こり、三七年ごろ

になると、日本農民連盟・維新青年倶楽部・信州郷軍同志会その他各種の右翼的農民団体が簇生した。しかしいずれも戦線を統一した全国的有力団体となるにはいたらないが、時のすすむにつれて、これらはますます時局便乗的ファッショ的団体の色彩を強めていった。

このような情勢下に、一九三九年一月、農民運動関係の国会議員を中心に、大日本農民組合・日本農民組合総同盟その他の団体を糾合してつくられた農地制度改革同盟は戦時体制下唯一の活動力ある農民団体であった。これは、食糧増産・生産力拡充という戦争経済の至上命令を達するため、政府が農地政策・小作対策をすすめている情勢に即応して、「農地制度の合理的改革」を目標に政治活動を展開しようとしたものである。農民運動家の活動が拘束されている反動期に、わずかに残された国会議員の政治活動の自由を利用して、小作地の国有化とか土地管理制度の樹立とかを主張したものである。これらの主張も運動も、実際は日農・全農の伝統たる革命的スローガン「土地を農民へ」の実践と同じものでもなく、むしろ農林省の伝統的自作農創設政策やナチスの家産制農場の主張をとりいれた右翼的性格を多分にもつものであった。同盟は数回にわたって農地国家管理法案を国会に提出したり、小作料統制令をよりどころとして小作料の引下げ運動をおこなったりしたが、四二年にいたり、ついに政府当局によって、わが国農業機構の根幹たる地主的土地所有制を変革する危険なる「社会主義的政治結社」なりとして解散を命ぜられた。この同盟の顧問や理事には大正中期の農民運動創草らしいの著名な運動家——杉山元治郎・鈴本文治・平野力三・三宅正一・前川正一・松本治一郎・中村高一ほか多数の指導者が名をつらね、また各地方には微力化したとはいえ、なお活動分子のグループを有していたことが、官憲にとってはすでに十分に危険な存在として解散処分に値したものであろう。

同盟の解散以前に四〇年前後から、日本農組合同盟・大日本農民組合・日本農民連盟・日本農民組合などが相ついで姿を消した。内務省編の「社会運動の状況」(昭和一六年)はこれについてつぎのように述べている、——

「我国農民運動の大宗とも謂ふべき大日本農民組合本部の解消は此種団体運動における大なる衝動を与え遂に時局の思潮に抗すべくもなく、本年に入りて幾多闘争の歴史を有する日本農民組合、日本農民連盟、日本皇国同盟等何れも下部組織よりの解散によりて続々消滅し、正に我国農民運動史上の画期的段階に入らんとする状況現われつつあり。」(傍点は引用者)。

たしかに、大日本農民組合の解散はわが国農民運動史上の画期的段階——農民運動の空白期が訪れたことを宣告したものであり、農地制度改革同盟の禁止はこの空白期における最も暗黒なファシズムの暴力を表示するものであった(くわしくは第五章農民団体の項参照)。

小作争議の火は消えず

このようにしていやしくも農民の利益を守る農民の団体であるかぎり、その存立は完全に抹殺されてしまったあとに、地方によっては警察署長や町村長の呼びかけで官製の団体がつくられた。新潟における農業尽忠会はそのひとつの典型である。これは特高警察の主唱によってつくられた農民統制団体であり、小作争議の未然防止と強制調停がその重要な仕事であった。

しかしこのように厳重な官憲の統制と干渉・介入にもかかわらず、寄生地主制の矛盾の表現たる小作争議そのものはついに完全に防遏することはできなかった。ほとんどすべての自主的農民団体が息の根をとめられた一九四一年、すなわち太平洋戦争開始の年でも、全国で件数にして三、三〇八件、参加小作人三万二、〇〇〇人をこえる小作争議の発生したことを官庁統計は報じている。いわゆる争議にまで発展しなかった地主・小作人間の紛争がこのほか多数起こっていたことを考慮すれば、戦時下における地主小作関係の矛盾、その表現としての小作争議はいかなる権力的統制に

よっても封殺できなかつたことが知られるのである。

もつとも、戦争のすすむにつれて小作争議の件数は減少し、その一件あたり規模も縮小していった。争議の原因にも、食糧事情の悪化や地主の帰村による小作地の取上げとか、軍需工場の地方分散にともなう農地転売を目的とする小作契約の解除申し入れとか、いくつかの新しい要素が加わって来た。農民の側では、増加した兼業収入によって小作地を買い取ろうとする動きがあり、小作料統制令をよりどころとして小作料減額を積極的に要求する動きも出て来た。そして特徴的なことは、これらの争議が多く小規模で、しかも組合の組織的指導なしにたたかわれたことである。いや、自然発生的な個別的な争議とはいっても、それは二十数年の農民運動の伝統から学んだ小作人たちの「組織なき組織」による抵抗であった。小作争議がいかなる形で、いかなる地方で起こり、また解決したか、それが地主的土地所有にどのような影響をあたえたかの詳細は第二章に記録した。また小作調停の推移やその結果については第三章に、最後に北海道・新潟その他二、三の地方における具体的な運動の様相は第四章について見られたい。太平洋戦争下の農民運動空白期とはいっても、目だたない、ささやかな規模のものとはいっても、地主制の重圧下にあえいでいた農民の抵抗の火はついに消えなかつたことがわかるであろう。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
